

令和8年度芸能人等を活用した群馬県公式YouTube用コンテンツ
制作等業務企画提案要領

1 業務の名称

令和8年度芸能人等を活用した群馬県公式Y o u T u b e用コンテンツ制作等業務

2 業務の目的及び内容

令和8年度芸能人等を活用した群馬県公式Y o u T u b e用コンテンツ制作等業務仕様書の
とおり

3 見積限度額

9, 9 0 0, 0 0 0円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

応募に要する経費は含まず、提案者の負担とする。

選定された事業者に対しては、企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積を依頼する。

4 優先交渉者選定数

1 者

※業務を効果的に推進するために、群馬県へ協議の上、業務の再委託等により、他の事業者等と連携
することは差し支えない。ただし、業務の一括再委託は禁止とする。

5 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

6 応募資格

次の条件を全て満たしていること

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者である
こと。

イ 破産手続開始決定を受け復権していない者でないこと。

ウ 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平
成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。

オ 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。

カ 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。（詳細は、
「暴力団排除に関する誓約書（様式5）」を参照）

キ 本店所在地において、国税及び地方税を滞納していないこと。

7 公募・選定に関するスケジュール

- | | |
|--------------------------------|----------------------|
| (1) 募集開始 | 令和8年 9月17日（木） |
| (2) 参加申込・質問受付期限 | 令和8年10月 5日（月）正午【必着】 |
| (3) 質問に対する回答 | 令和8年10月 6日（火）予定 |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和8年10月14日（水）正午【必着】 |
| (5) 一次審査（書類等審査） | 令和8年10月15日（木）～16日（金） |
| ※有効な企画提案書等の提出者が3者を上回った場合に実施する。 | |
| (6) 一次審査結果通知 | 令和8年10月19日（月）予定 |

※一次審査を実施しない場合には、二次審査の詳細のみ通知する。

(7) 二次審査（プレゼンテーション審査） 令和8年10月22日（木）

(8) 優先交渉者の決定及び通知 令和8年10月23日（金）以降

8 企画提案の募集に当たって配布する資料

配付資料は、群馬県ホームページからダウンロードすること。

- (1) 令和8年度芸能人等を活用した群馬県公式Y o u T u b e用コンテンツ制作等業務企画提案要領（※本資料）
- (2) 令和8年度芸能人等を活用した群馬県公式Y o u T u b e用コンテンツ制作等業務仕様書
- (3) 参加申込書（様式1）
- (4) 質問票（様式2）
- (5) 企画提案書表紙（様式3）
- (6) 業務実施体制表（様式4）
- (7) 誓約書（群馬県暴力団排除条例第7条関係）（様式5）
- (8) 課税（免税）事業者届出書（様式6）

9 企画提案書本体の記載事項

仕様書「4 委託業務内容」及び以下の内容に基づき、提案内容を記載すること。

- (1) 要件整理
- (2) 起用する芸能人・著名人及び地域クリエイターについて
 - ・本事業で活用する芸能人・著名人及び地域クリエイターのリスト、出演調整状況（出演の見込み、確度）を記載すること。
 - ・芸能人・著名人及び地域クリエイターの群馬県との関係性・発信実績、Y o u T u b eを含むSNSフォロワー数、視聴者属性、本事業ターゲット層との親和性に関する分析、過去の類似業務における影響力等を示す情報を記載すること。
- (3) 制作する動画について
 - 企画動画①：群馬県の魅力PR動画
 - ・制作本数
 - ・企画内容、撮影候補地、起用する芸能人・著名人、地域クリエイター
 - 企画動画②：きらりと光る人材に係るPR動画
 - ・制作本数
 - ・企画内容、撮影候補地、起用する芸能人・著名人
 - 企画動画③：湯けむり国スポ・全スポぐんま2029の魅力PR動画
 - ・制作本数
 - ・企画内容、撮影候補地、起用する芸能人・著名人
- (4) 目標総再生回数について
 - ・令和9年3月末までのPR動画の総再生回数の目標数値を記載すること。
 - ・目標総再生回数の達成のための広報戦略について記載すること。なお、目標総再生回数の達成のため動画広告の出稿を妨げないが、オーガニック（自然流入）による数値の獲得のための工夫をすること。
- (5) 事業実施スケジュール
- (6) その他提案
 - ・提案者において提供できるサービス、アピールしたい事項、本事業に関する追加提案等がある場合は記載すること。

10 参加申込

- (1) 提出様式
参加申込書（様式１）による。
- (2) 受付期限
令和８年１０月５日（月）正午【必着】
- (3) 提出先
「１５ 問い合わせ先」に同じ
- (4) 提出方法
電子メールによる。
※件名を「参加申込（PR動画制作）」とすること。
※提出した旨を電話で連絡すること。

11 質問受付

- (1) 提出様式
質問票（様式２）による。
- (2) 受付期限
令和８年１０月５日（月）正午【必着】
- (3) 提出先
「１５ 問い合わせ先」に同じ
- (4) 提出方法
電子メールによる。
※件名を「質問（PR動画制作）」とすること。
※提出した旨を電話で連絡すること。
- (5) 回答
令和８年１０月６日（火）（予定）までに参加申込書を提出した全者に電子メールにより行う。
なお、回答は企画提案要領及び仕様書の追加または修正等として扱うことがある。

12 応募の手続き等

- (1) 提出書類
以下の資料を提出すること。
 - ア 企画提案書表紙（様式３）
 - イ 企画提案書本体（任意様式）
※業務を第三者に再委託する場合、再委託先の名称、所在地及び再委託する業務の範囲について企画提案書本体に明記すること。
 - ウ 業務実施体制表（様式４）
※業務実施体制表には、企画提案及び制作動画に対し公序良俗に反する内容になっていないか、コンプライアンスが遵守されているか確認する組織又は担当者を記載すること。
 - エ 費用見積書（任意様式）
※あて先は「群馬県知事 山本 一太」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税を明記すること。
※見積額が上記３の限度額を超えた場合は失格とする。
 - オ 誓約書（群馬県暴力団排除条例第７条関係）（様式５）（＊）
 - カ 課税（免税）事業者届出書（様式６）
 - キ 法人登記簿謄本（３ヶ月以内に発行されたもの）（＊）
 - ク 決算書の写し（直近のもの１期分（半期決算の場合は２期分））（＊）

ケ その他参考となる資料（会社概要パンフレット等）

※群馬県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

※「＊」のついた資料は「群馬県物品等購入契約資格者名簿」登載者は提出不要。ただし、業務を第三者に再委託する場合、再委託先の事業者が「群馬県物品等購入契約資格者名簿」に登載されている事業者であるか確認の上、登載が無い場合には「＊」のついた資料を併せて提出すること。

（２）提出期限

令和８年１０月１４日（水）正午【必着】

（３）提出先

「１５ 問い合わせ先」に同じ

（４）提出方法

電子メールとする。

※件名を「応募（ＰＲ動画制作）」とすること。

※データのサイズが７ＭＢを超える場合は、提出方法について事前に群馬県に相談すること。

※提出した旨を電話で連絡すること。

（５）提出書類の取扱い

ア 提出された応募書類は返却しない。

イ 提出された一切の書類は、この募集に関する事務以外の目的では使用しない。

ウ 提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。

（６）その他注意事項

ア 提出期限後の提案者の都合による追加書類の提出、再提出及び差し替えは、一切認めない。

イ 事業者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがある。また、これにより群馬県が損害を被った場合には、賠償を請求することがある。

ウ 企画提案書提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨書面にて提出すること。

エ このプロポーザルの参加に係る手続、提出書類、ヒアリング等で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。

13 審査

（１）選考方法

一次審査（書類審査）及び二次審査（対面によるプレゼンテーション審査）を行う。審査は「令和８年度芸能人等を活用した群馬県公式ＹｏｕＴｕｂｅ用コンテンツ制作等業務委託事業者選定審査委員会」が行う。

（２）一次審査（書類審査）

企画提案書等による書類審査を実施し、審査委員の合計点数上位３者を一次審査通過者として決定する。

なお、有効な企画提案書等の提出者が３者以下の場合、一次審査は実施しない。

ア 審査日

令和８年１０月１５日（木）～１６日（金）

イ 審査項目

○ 趣旨・目的の理解に関すること

・事業の趣旨・目的を理解した企画提案となっているか。

・仕様書記載内容と提案内容の整合性がとれているか。

○ ＰＲ動画の企画内容に関すること

- ・企画動画①②③について、訴求対象を明確化し、対象の興味を引く魅力的な企画提案を行っているか。
- ・広告配信に依存せず、オーガニック（自然流入）による視聴数の最大化を図る手法が盛り込まれているか。
- 起用する芸能人・著名人、地域クリエイターに関すること
 - ・訴求対象及び企画提案の内容に合致した芸能人等を提案しているか。
 - ・芸能人等の選定理由が有効なエビデンスにて明示されており、妥当な内容か。
- PR動画の広報企画に関すること
 - ・目標総再生回数の達成に向け、明確な事業戦略が示されているか。
- その他提案に関すること
 - ・企画・広報の取組以外で、業務遂行や群馬県の魅力発信に資する提案を行っているか。
- 積算に関すること
 - ・費用積算は提案の内容と比べ妥当な金額か。
 - ・各経費の内訳が明瞭かつ具体的であるか。
- 実施体制等に関すること
 - ・企画提案の内容を遂行するために必要な類似業務の受託実績があるか。
 - ・業務の適正な履行が進むよう、責任者や制作スタッフといった必要な人員が確保されている等、業務実施体制が適切に構築されているか。

ウ 結果通知

令和8年10月19日（月）予定

※審査結果は有効な企画提案書等の提出者に対して個別に通知する。一次審査通過者に対しては、二次審査の詳細を併せて通知する。

（3）二次審査（対面によるプレゼンテーション審査）

最大3者によるプレゼンテーション審査を実施し、優先交渉者1者を選定する。

ア 審査日時

令和8年10月22日（木） 午後3時～午後5時頃（1者当たり20分程度を予定）

イ 審査会場

群馬県庁5階 映写室（群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁舎内）

ウ 審査項目

一次審査における審査項目に同じ

エ 最低制限基準点の設定

二次審査における最低制限基準点は、全審査委員の合計点数の50%とする（審査委員が3名で各100点満点の場合、150点）。なお、最低制限基準点を下回った場合は、たとえ審査の結果、最も高い点数になったとしても、優先交渉者とししない。

オ 審査結果・打合せに関する詳細連絡

審査結果は、令和8年10月23日（金）以降、二次審査参加者に対して個別に通知するほか、優先交渉者を群馬県ホームページ上で公開する。

（4）失格

以下の項目に該当する者は失格とし、審査の対象としない。

- ア 本要領に適合しない書類を作成し、提出した場合
- イ 企画提案書の不備、提出期限に遅れた場合
- ウ その他、この要領に違反した場合

14 契約

- （1）「13 審査」の審査基準に沿って審査を行い、最も評価の高い企画提案を行ったと認められる者

を本事業の優先交渉者とする。なお、審査結果についての異議申立は受け付けない。

- (2) 「令和8年度芸能人等を活用した群馬県公式Y o u T u b e用コンテンツ制作等業務仕様書」及びプロポーザルの提案内容は、優先交渉者選定のためのものであり、契約時には改めて内容を協議した上で、予定価格の範囲内で契約する。なお、(1)の者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。
- (3) 契約締結に必要な経費は受託者の負担とする。
- (4) 委託料の支払は、原則として事業完了後の精算払いとする。

15 問い合わせ先

群馬県知事戦略部メディアプロモーション課 tsulunots 室映像プロモーション第一係

電 話：027-226-2171

メール：tsulunots@pref.gunma.lg.jp